

障害を理解し共に支えあう社会をめざして

ご存じですか？ 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されました。

この法律は、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

	行政機関等 (国・都道府県・市町村等)	民間事業者 (会社・お店等)
不当な差別的取扱い	× 禁止	× 禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務

不当な差別的取扱いとは？	合理的配慮の提供とは？
正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする事は禁止されます。 【例】 ・窓口の対応を拒否する、順番を遅くする。 ・車いすや補助犬での入店を拒否する。	障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲で合理的配慮を行うこと。 【例】 ・段差がある場合にスロープなどを使って補助する。 ・筆談や簡単な手話、読み上げなどで意思伝達を行う。

※合理的配慮の提供に当たり、負担が重すぎる場合は、できない理由を説明することや、別のやり方を工夫するなど、お互いに話し合いをすることで理解を得るよう努めましょう。

障害福祉課 障害企画・精神保健グループ ☎017-734-9307

知っていますか？「ヘルプマーク」「ヘルプカード」

■ヘルプマーク

外見では障害があると分からなくても援助が必要な方がいます。「ヘルプマーク」は、そのような方々が身に着けることで周囲の方に配慮が必要なことを知らせるためのものです。

このマークを見かけたら、電車で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



■ヘルプカード

障害のある方が困ったときに助けを求めるときのものです。「手助けが必要な人」と「手助けできる人」をつなぐカードです。「ヘルプカード」の提示がありましたら裏面に記載されている内容にそって支援をお願いします。



■配布方法等

ヘルプマーク、ヘルプカードは、お住まいの市町村の障害福祉担当課で配布しています。配布対象は、身体障害、知的障害、発達障害のある方などです。(障害者手帳の有無は問いません。)

障害福祉課 社会参加推進グループ ☎017-734-9309

がんのことで「がん相談支援センター」にご相談ください

がん相談支援センターとは

全国のがん診療連携拠点病院などに設置されている、がんに関する情報提供や相談を担当する窓口です。県内の6つのがん診療連携拠点病院では、そのすべてにがん相談支援センターが設置されており、がん専門相談員としての研修を受けた看護師や医療ソーシャルワーカーが、相談をお受けしています。

県立中央病院がん相談支援センター

県立中央病院では、国立がん研究センターの認定を受けた認定がん専門相談員3名が、相談窓口の担当しており、信頼できる情報の提供や困りごとの解決のお手伝いをしています。

多く寄せられる相談は「ご自身のがん治療に関する疑問」「セカンド・オピニオンに関する情報が欲しい」「がん治療にかかる費用のこと」などですが、こ



のほかにも「家族としてどう接していいかわからない」「がん治療と仕事の両立が難しくなった」といった家族や暮らしに関する相談など多岐にわたります。

がん患者さん本人だけでなく、家族や周囲の方の相談もお受けしております。また、予約の必要はなく、電話での相談、匿名での相談もお受けしております。がんのことで気がかりなことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

■場 所：青森市東造道2-1-1

県立中央病院1階玄関ホール
エスカレーター横(図参照)

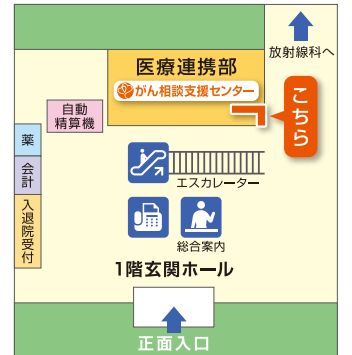
■開設時間：平日 9時~16時

■電 話：017-726-8435(直通)

■当院に通院していなくても利用できます。

■どなたでも、無料、予約なしで利用できます。

県立中央病院医療連携部 ☎017-726-8435



県職員からのお知らせコーナー | 医療薬務課 若佐 昭秀

あおもりメディカルネットのご案内

～地域全体であなたの治療を支えます～

あおもりメディカルネットとは？

県内の複数の医療機関で、患者さんの診療情報をICT(情報通信技術)にて共有するネットワークサービスです。

「あおもりメディカルネット」に参加している医療機関同士が、患者さんの投薬や注射、検査画像などの診療情報を共有し、診療に役立てることで、病院とかかりつけ医が一体となって、切れ目のない安全で質の高い医療サービスが提供されます。

あおもりメディカルネットQ&A

Q 診療情報は県内すべての医療機関で共有されるのですか？

A 「あおもりメディカルネット」に参加し、かつ、患者さんが同意した医療機関に限り診療情報が共有されます。

Q 同意するとどんなメリットがあるのですか？

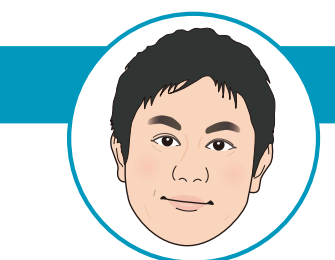
A 他の病院で受けた検査の結果や治療の結果を確認することができるため、重複した検査や投薬を防ぐことができます。

県民のみなさまへ

この仕組みが全県的に広がることで、より安全で質の高い医療が受けられることとなります。通院している医療機関がこの仕組みに参加されている場合、利用されることについて主治医とご相談ください。

医療機関のみなさまへ

県では、参加医療機関(情報提供・閲覧)を募集しています。導入経費の補助制度もありますので、お問い合わせください。



あおもりメディカルネットの仕組み
情報提供医療機関 情報提供医療機関



地域のかかりつけ医
(情報閲覧医療機関)

詳しくは、県庁 HP [あおもりメディカルネット](#)

🔍 検索

あおもりメディカルネット 運営協議会事務局【医療薬務課内】
☎017-734-9287